

時の動き

「フジビ闘争」勝利解決へ

全労協全国一般東京労働組合フジビグループ分会 分会長 小金井 俊弥

「フジビ闘争」は2月20日に、中央労働委員会による和解勧告を労使双方が受け入れ、解決に至りました。5年5カ月に亘るご支援に、改めて御礼申し上げます。

フジ製版の倒産 労働組合の封じ込め

荒川区西日暮里に操業し、本年度創業100周年を迎えた富士美術印刷の同族経営による子会社フジ製版が破産し、全社員を解雇したのは2012年の9月。フジ製版には金融機関への借金はほぼなく、負債額の約9割が社員

の退職金を主とした労働債権という、常識ではあり得ない破産でした。フジ製版には中小企業に珍しく、社員の大多数が加入する多数派の労働組合があり、不採算化した会社を整理する際に邪魔な労働組合の動きを封じ込めるため、整理解雇や任意整理ではなく、抜き打ち的に会社をつぶし、経営責任を放棄できる破産という方法をあえて用いたのです。

フジビ闘争の経過

フジビ闘争は、直接の労使関係における「解雇撤回・原職復帰」の闘争で

はありません。解雇撤回を求めようにも、撤回の主体であるフジ製版は既になく、原職である製版職場も存在しません。私たちは日常的に一体となつて業務を遂行していた、親会社の富士美術印刷に対し「子会社倒産の責任を取れ」「解雇された労働者を雇用せよ」を旗印に、争議を展開しました。しかし、直接的な雇用関係のない富士美術印刷に対する闘いは困難を極め、裁判や都労委など法的な分野ではことごとく退けられました。

会社が起こした恫喝裁判「スラップ訴訟」では、日本国憲法第28条が保障する「団結権」「団体行動権」に基



2月20日、中労委での和解調印の翌日開催のフジビ闘争支援共闘会議第5回総会で発言する筆者

づく争議行為を、個人が行う違法な業務妨害・共同不法行為であるとして高額な賠償金の支払いを命じる判決が、地裁・高裁と相次いで出されました。

これに対し「違憲・不当な判決を破棄せよ」と上告し、全国から2000通を超える団体署名や労働弁護団の決議、各分野の専門学者による意見書の

提出など様々な方面から闘いを試みましたが、最高裁は昨年8月に上告を棄却、不当判決は高裁段階で確定してしまいました。

裁判の結果を裁判で覆せないならば、私たちの取り得る方法はただ一つ、労働組合の闘いの原点である現場での大衆闘争です。上告棄却の翌月に行った地元での決起集会とデモには、過去最高の300名が駆けつけ、韓国からはサンケン労組の仲間が一夜限りの緊急来日を果たしてくれました。更に翌10月には前年に続く一カ月連続の社前座り込み。連日冷たい雨が降り続き、たまに晴れば30度超えの猛暑、台風も2度来るといふ悪天候にも支援が途絶えることはなく、行動を貫徹しました。東京下町の名もなき中小企業に起こった争議が、会社が起こした裁判と司法の不当な判断のために労働者の怒りを呼び起こし、ここまで拡がりをみせたのです。

労働者は闘えば勝利する

和解内容の詳細については原則非公開であるため、ここでは割愛させていただきますが、いずれにしても裁判所や都労委が全否定した使用者責任を、中労委をして一定程度会社に認めさせ、高裁が確定させた不当判決に対しても影響を及ぼしたことは実に画期的な和解であり、これを大衆闘争の結果為し得たということは、まさに労働者の闘いの勝利であると確信しております。

受けた支援は運動で返す。そして労働運動の後退が叫ばれる昨今、最高裁のその先にあつた私たちの闘いが、今後の運動にとつて一条の光となれば幸いです。

有り難うございました。

(こがねい としや)